
プロジェクト	実務対応 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて
項目	第 127 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 127 回実務対応専門委員会（2020 年 3 月 23 日開催）で議論された、金融商品取引法上の電子記録移転権利の発行及び保有に関する会計処理の検討の方向性について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

電子記録移転有価証券表示権利等の発行に関する会計処理について

（財又はサービスを提供する権利が付与される場合及び暗号資産建てで発行される場合の取扱いに関する意見）

2. ポイントが付与される場合や、暗号資産建ての発行が今回の特徴でもあり、それらを取り扱わない場合には、基準を開発する意義について疑問が生じる。また、仮に今回は取り扱わないとしても、典型的な論点については専門委員会で議論しておいてはどうか。
3. 財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるケースについて、案 2 の「重要性が乏しくない場合には発行時には特段の処理を行わないことのみを明らかにし、重要性が乏しくないケースは取り扱わない」提案については、重要性の取扱いは一般原則であり、基準で明確にする必要はないと考える。また、案 1 のとおり「既存のみなし有価証券と同様に取り扱うことのみを定める」こととする場合、基準に定めを置く必要があるのか疑問である。
4. 暗号資産建ての発行については、その法的位置付けや資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行との相違について確認する必要がある。

（株式会社以外の事業体による会計処理を検討の対象としない提案に関する意見）

5. 株式会社以外の事業体による会計処理について、これまで企業会計基準委員会では基本的に扱ってこなかったとしているが、連結上の取扱いについては基準上も定めがあり、表現の見直しが必要ではないか。

電子記録移転有価証券表示権利等の保有に関する会計処理について

(財又はサービスを提供する権利が付与される場合の取扱いに関する意見)

6. ポイントが付与されているようなケースは、発行者側だけではなく保有者側の会計処理も論点になり得るため、基準で取り扱うことを検討することも考えられるのではないか。

(認識のタイミングの定めに関する意見)

7. 認識のタイミングについて、法律上の権利の移転という表現で全てのみなし有価証券のケースを網羅できるのか確認する必要がある。

(組合出資の持分の期末評価に関する意見)

8. 電子記録移転権利に該当する組合出資の持分は市場性のある有価証券に関する売買目的有価証券やその他有価証券の定めを準用するという提案について、市場価格が十分に形成されるのかどうかも不明確であり、減損やその他の論点への影響も考慮すると、会計処理を見直す必要性が生じるのか疑問である。

今後の検討の進め方について

9. 今回は電子記録移転権利の取扱いのみを取り上げているが、電子記録移転権利と暗号資産に関する基準の公表時期を別々にすることを想定しているのか。仮に同時に公表するのであれば、いずれも平行して議論を進める必要があるのではないか。

以 上